

本文中の網掛け部分が、第 3 回策定協議会資料からの修正または追加箇所です。

(仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画について
報告書(案)

平成 21 年(2009 年)11 月 日

(仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 (仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画の策定について
 - (1) 計画策定の背景と趣旨 **
 - (2) 計画の性格 **
 - (3) 計画の期間 **
 - (4) 計画における「子ども・若者」の定義 **
- 2 子ども・若者、家庭をめぐる滋賀県の現状と課題
 - (1) 少子化の進行 **
 - (2) 子育てを取り巻く現状と課題 **
 - (3) 子ども・若者を取り巻く現状と課題 **
 - (4) ひとり親家庭を取り巻く現状と課題 **

第2章 計画の基本的考え方

- 1 基本理念 **
- 2 基本的視点 **

第3章 基本目標と具体的施策の推進

- 1 子ども・若者育成のための社会環境づくり
 - (1) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進 **
 - (2) 子育てをしながら働くことができる職場環境づくり **
 - (3) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり **
- 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目ない施策の推進
 - | |
|------------------|
| 生まれる前から乳幼児期(～6歳) |
|------------------|

 - (1) 子どもが生まれる前、生まれてからの支援の充実 **
 - (2) 地域における子育て支援の充実 **
 - (3) 幼児期における教育の充実 **
 - | |
|------------|
| 学童期(6～12歳) |
|------------|

 - (1) 地域における子育て支援の充実 **
 - (2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実 **
 - (3) 子どもの安全確保に向けた取り組み **
 - | |
|-----------------|
| 思春期(12～おおむね18歳) |
|-----------------|

 - (1) 子どもが健やかに育つ環境づくり **
 - (2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実 **
 - (3) 勤労意識の醸成と就業支援 **

青年期(おおむね18歳~おおむね30歳)

- (1) 社会への参画促進 **
- (2) 若者の就職支援の充実 **

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

- (1) 社会的養護を必要とする子どもに対する支援の推進 **
- (2) DV(配偶者等からの暴力)防止対策の充実 **
- (3) 障害のある子どもに対する支援の充実 **
- (4) 外国人の子どもに対する支援の充実 **
- (5) 非行防止対策の推進と心の問題への対応の充実 **

4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

- (1) 真の自立を目指し生活の安定および向上を図る就業支援 **
- (2) 仕事と家庭を両立するための子育て支援の推進 **
- (3) 生活基盤である住宅の確保のための支援 **
- (4) 生活の安定と自立を可能にするための経済的支援 **
- (5) 心のケア等も含め、それぞれの家庭の実情に応じた相談・支援を実施
していくための体制づくり **
- (6) ひとり親家庭への情報提供およびひとり親家庭への理解を促進するた
めの企業や県民等に向けた広報・啓発 **

数値目標一覧 **

第4章 計画の推進に向けて

- 1 それぞれが果たす役割 **
- 2 計画の推進体制 **
- 3 点検評価・進行管理・計画の見直し **